

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2018.9. Vol.103

顧客相談 サポート通信

発行：©行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『子供がいない夫婦の公正証書遺言作成サポート』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート®
1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：ランニング、フットサル

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

先月下旬、財産コンサルティングの仕事で沖縄に出張に行ってきました。

今年は東京の猛暑が凄くて沖縄の方が過ごしやすい、なんて話をどこかで耳にしていたのですが、到着した日は、東京の最高気温は34度で、那覇は32度。いやあ、本当でした。

仕事終了後は、ソーキそばや石垣牛などの沖縄料理に舌鼓。海の見える温泉で疲れを癒しました。

ちょっと慌ただしかったので、今回はプライベートでゆっくり行きたいと思います。

<サポート事例>

『子供がいない夫婦の公正証書遺言作成サポート』

子供がいらないH様ご夫婦。

奥様のE.H様が大きな病気をされたことを契機に、夫婦でそれぞれ遺言を作ることを検討されていました。

打ち合わせで数回当事務所に来所され、その都度おっしゃっていたのは、「お互いの相続のときに、身内となるべくめごとにならないようにしたい」ということでした。

特に奥様のE.H様はまだ50歳代とお若く、お父様のご健在だったため、遺留分の問題がありました

が、「夫婦二人でコツコツと貯めてきた財産なので、遺留分は行使しないでほしい」旨のメッセージを付言事項に書き添えることをアドバイス。

夫婦でそれぞれ、「自分の財産をすべて配偶者に相続させる」旨の公正証書遺言の作成をサポートさせていただきました。

<お客様の声>

■「子供がいない方は作っておいた方がいいと思います」（子供がいない夫婦の公正証書遺言作成サポート 大田区 E.H様 50歳代）

つづき↓

＜サポート事例＞

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

今後のことですよね。夫婦で子供がいないので、やはり将来のことについて不安がありました。

お互い、それぞれ相続になれば、身内でこういう問題が起こるよね？と。

どちらか1人に相続が起きたとき、なるべくめごとにならないようにしたいと考えていました。

「親から子に相続する」のと（「親、きょうだい、甥姪が相続人になる」のでは）、やはり違う

じゃないですか。

特に私が病気になってから、いつ、何があるかわからない、と思って遺言書を作ることを考え始めました。

——何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

きっかけは、職場の上司です。

色々ご相談させてもらっていて、「そのほうが（遺言書を作ったほうが）いいんじゃない？」「専門家を紹介するよ」とおっしゃっていたとき、銚立先生を紹介してもらいました。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

将来に向けて安心することができたというのが一番です。

銚立先生も、とても相談しやすかったです。私たちが話したことをちゃんと聞いてくれたので、安心して任せられました。

金融機関からの紹介ということも、安心することができた要因だと思います。

——どんな人が当事務所の機能を活用すると良いと思いますか？

将来、もめごとが起こる可能性がある人。

特に、子供がいない方は作っておいた方がいいと思います。

あと、ある程度お金がある人。お金で人間が変わる、という話もあるじゃないですか。

それと、どこに相談していいかわからない人。

区の無料相談などは、最終的なところ（実際に遺言を作るところ）まではいかないですよ。

私はたまたま銚立先生とご縁がありましたが、何をきっかけにしたらいいかわからないという人も多いと思います。

＜編集後記＞

先日、絵の才能がある甥っ子（高校生）に頼んでいた猫の絵が出来上がりました。青色基調の水彩画で、やはりセンスは抜群。早速事務所に飾りました。ところで最近どんな絵を描いたの？と聞くと、アイドルグループ欅坂のメンバーを色鉛筆で描いた絵を見せてくれました。写実的な絵で、その腕前に驚きました。欅坂48だよ！と言ったら、46だよ、と笑われてしまいました、

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナー等の講師についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っているお客様がいる
- 経営の問題で困っているお客様がいる
- お客様の問題を解決して、融資につなげたい

お気軽にご連絡ください！

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事(2)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

WEBからも、本紙を見ることができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<http://www.hokodate-jimusyo.com/news>

*異動の際は、お手数ですが当事務所までご一報ください！